

千葉市

通知文・・・・・・7枚

代替えサービス提供計画書・・・1枚

令和2年4月15日

市内生活介護事業所 管理者様

千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

新型コロナウィルスへの対応に伴う生活介護事業の取扱いについて

標記の件について、令和2年2月20日、令和2年3月10日、令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡において「新型コロナウィルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が示されているところですが、これを受け、生活介護事業の取扱いについて、臨時で在宅でのサービス提供を実施する際の留意事項について下記のとおりとしたのでお知らせします。

記

1 臨時の在宅利用の取扱いについて

- (1) 現在、通所している利用者が、以下の状況において在宅でのサービス提供を希望したときに、事業者がサービスの提供が可能な場合は、臨時で在宅利用を認める。
- ア 利用者が、他者へ新型コロナウィルスを感染させることを避ける目的で通所を取りやめる場合
 - イ 利用者が、通所途中又は事業所内での新型コロナウィルス感染を避ける目的で通所を取りやめる場合
 - ウ 事業所の判断として通所でのサービス提供を取りやめる場合
- その他の場合については、事前に障害福祉サービス課施設支援班に相談すること。

2 届出等について

- (1) 事業所名、サービス種別、利用者氏名・受給者証番号、利用者の状況、在宅で提供するサービスの内容、在宅利用開始日について、障害福祉サービス課施設支援班宛てに、メール又はFAXで事前（当日可）に届出（様式任意）を行うこと。
- (2) 在宅でのサービス内容、提供方法等について、該当利用者に事前に説明し、同意を得ること。重要事項説明等に準じて文書で残すことが望ましいが、電話等の対面以外の方法により説明・同意が行われた場合は、経緯を記録、保管すること。
なお、同意が得られない利用者について在宅利用は認められないで、通常の欠席として取り扱い、在宅利用を強制することのないよう注意すること。

3 サービスの提供等について

(1) 生活介護事業所の職員が居宅等を訪問する場合

サービスの内容は、通常事業所で利用者が行っている活動内容や健康管理、相談支援等、利用者の状況に合わせて事業所が設定すること。

(2) 生活介護事業所の職員が居宅等を訪問しない場合

サービスの内容は、通常事業所で利用者が行っている活動内容や健康管理等の方法による健康管理、相談支援等できる限りの支援とし、利用者の状況に合わせて事業所が設定すること。提供にあたっては、別添「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付厚生労働省社会・医療局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の在宅利用の扱いに準じ、以下のとおりとする。

ア 在宅利用期間を通じて、当該利用者の健康管理、相談支援ができる支援体制が確保されていること。

イ 原則1日2回、電話・メール等により、活動内容の進捗状況の御認、健康管理、相談その他の支援が行われ、個人ごと、個々ごとに支援内容を記録する日報が作成されていること。活動内容又は利用者の希望に応じ、1日2回を超えた対応や随時の対応もを行うこと。利用者の都合等やむを得ない理由により電話での支援が1日1回となる日は、その理由を日報に記録すること。

ウ 緊急時の対応ができること。

4 サービス提供に係る利用者の確認については、通常の利用と同様に必要となるので、実績記録票を郵送する等の対応により利用者の確認を受けた書類の保管をすること。（事業所による代紙は不可。）

5 請求について

(1) 通常の請求と同様に、同日に利用者が複数の事業所を利用する重複請求については認められないもので注意すること。

(2) 本措置による在宅利用に係る報酬は、通常の通所利用の単位数となる。

(3) 本措置による在宅利用日については、欠席時対応加算の重複算定はできない。在宅利用が予定されていた日に利用者の急病等により利用を取りやめたとき、欠席時対応加算の要件を満たす場合は、通常の通所利用の単位数に代えて欠席時対応加算を算定することは可能である。また、食事提供、送迎等特定のサービスの提供実績を要件とする加算の算定は、実績がない場合はできないので注意すること。その他の加算については事前に障害福祉サービス課施設支援班に確認すること。

6 本市以外の利用者について

(1) 各支給決定市町村に指示を仰ぐこと。

7 その他

- (1) 本措置は新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時措置であり、各区高齢障害支援課での相談、支給決定の変更は不要である。
- (2) 本措置の適用期間の終了については、別途通知するものとする。
- (3) 届出等の所定の手続きがなされない場合に報酬の請求が認められない場合があるので注意すること。
- (4) 休業要請に際づき休業する事業所については取扱いが異なる可能性があるため、個別に問い合わせること。

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 施設支援班
〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉市中央コミュニティセンター1階
電話 043-245-5174 FAX 043-245-6630
E-mail shogaifukushi_hws@city.chiba.lg.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための代替サービス提供計画書

・事業所情報

事業所名	(事業所番号：)
------	-----------

・提供サービス

従来行っている支援内容

新型コロナウイルスの影響で来所を控える利用者に対して提供するサービス内容

	支援内容	支援方法	提供頻度及び 1回あたりの提供時間	備考
1				
2				
3				
4				
5				

作成日 令和 年 月 日
 作成者氏名 (役職)

連絡先

令和2年4月8日

市内障害児通所支援事業所 管理者様

千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

障害児通所支援事業に係る代替サービスの提供による報酬請求について

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いとして、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下のいずれかの場合において利用者の居宅や電話、スカイプなどで健康管理や相談支援等ができる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象としています。

- ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事務所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合（本市はこれに該当します）
- ・幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合
- ・都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合

代替サービスの提供に当たっては、令和2年2月28日にお知らせしました「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する留意点について」記載のとおり、通常の支援内容と今回の支援内容の予定をできるだけ具体的に記載したものを作成して事前に（メールで）当課へご提出いただくことになっておりますので、再度周知いたします。また、今般、ご提出いただく支援内容を記載する際の参考様式を作成しましたので、ご活用ください。

1 代替サービス提供に係る手続きについて

手続きの手順については、以下のとおりです。

- (1) 本市に対し、代替サービス提供計画書（別添参考様式）を提出する
- (2) 利用者に対し、代替サービスを提示する（口頭説明可）
- (3) 代替サービス利用希望者に対し、サービス内容や負担額等の重要事項を説明し了承を得る
- (4) 利用希望者に対し、代替サービスを提供する

2 請求について

上記手続きを経てサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、通常通り報酬を請求してください。

3 具体的なサービス内容例

- ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・児童の健康管理
- ・普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

4 その他

- (1) サービス提供に関する記録は詳細に記載してください。
- (2) 児童の状況を把握するようにしてください。

(お問い合わせ) 千葉市障害福祉サービス課
電話 043-245-5227(指導班)
FAX 043-245-5630
メール shogai.fukushi1.HWS@city.chiba.lg.jp

令和2年2月28日

市内障害児通所支援事業所 管理者様

千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する留意点について

令和元年2月27日付及び28日付事務連絡（厚生労働省社会・機関局障害保健福祉部障害福祉課）において「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後等デイサービス事業所等の対応について」が示されました（その2、その3を含む）。これを受けて、本市における放課後等デイサービス事業所等の方針は、原則事務連絡どおりとなります。留意点等を下記のとおりといたしますのでご対応をお願いいたします。

記

1. 児童生徒の受け入れについて

お子様の受け入れに当たっては、受け入れ人数が増えるに従い、感染症拡大や事故増大等のリスクが高まることが想定されます。療育の質の保持、安全が確保される範囲内において柔軟に対応していただくようお願いいたします。

2. 教育委員会との連携について

「なお、放課後等デイサービスの利用を希望する保護者等からの連絡が直接事業所に寄せられ、事業所において調整を行うことが困難な場合には、保護者等に対し、利用調整を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること」については、千葉市立の学校においては該当せず、千葉市教育委員会サイト掲載のとおりとしますので、ご案内はお控えください。

※参考：千葉市教育委員会サイト

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/gakujit/covid19-kyuko.htm>

また、千葉県立の学校においては、事務連絡のとおりといたします。

3. 「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」について

令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（第2報）」における「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」については、事前に、通常の支援内容と今回の支援内容の予定をできるだけ具体的に記載したものを書面（任意様式）にて当該へご提出ください。なお、支援の方法については、

資料を一方的に送付する等ではなく、児童生徒とコミュニケーションをとれるものとし、必ず記録を残すこととしてください。

4. 重複請求について

通常の請求と同様に、同日に利用者が複数の事業所を利用する重複請求については認められません。

5. 厚生労働省からの周知依頼について

厚生労働省より以下の取扱いについて連絡があつたため、周知いたします。

『令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」においてお示ししている「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」に「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能」という取扱いについて（略）「事業所の設置地域で感染が確認されていないが、新型コロナウィルスの感染をおそれて事業所を欠席した場合であっても、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が認める場合は、本特例の適用対象として差支えない」といわれています』。

千葉市保健福祉局高齢障害部

障害福祉サービス課 指導班

〒260-0026

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター1階

電話 043-245-5227

FAX 043-245-5630

E-mail shogai.fukushi.lws@city.chiba.lg.jp

